

「まん延防止等重点措置」発出に伴う入館規制の強化について

全国的な新型コロナウイルス感染の急拡大に伴い、香川県でも8月20日から「まん延防止等重点措置」が発出されることが決定しました。

高松赤十字病院においても感染拡大防止の為、「まん延防止等重点措置」適用期間中につき、下記のとおり入館規制を強化いたしますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 入館制限等実施期間（まん延防止等重点措置適用期間）

令和3年8月20日（金）～令和3年9月12日（日）

2. 措置内容

- ・ **平日日中（7時50分～18時）は正面玄関および中央診療棟救急外来入口からのみ入館可**とし、本館西出入口は閉鎖いたします。（敷地内駐車場をご利用の方は中央診療棟救急外来入口をご利用ください）
- ・ 来院者の方には、職員が**入館目的を確認**させていただくとともに、サーマルカメラによる**体温確認を実施**いたします。
- ・ **外来受診、入院加療以外を目的とする来院者の方**（入院患者さんの荷物受け渡し、病状説明、各業者による納品・打ち合わせなど）には、**台帳記名と共に病院が配付する入館許可書の携帯**をお願いいたします。
- ・ 上記期間中、**コンビニ・レストランの使用のみを目的とする入館はお断り**させていただきます。

＊お手数をおかけしますが、各科外来で行っている診察前の体温測定を含む問診はこれまで通り実施しますのでご協力くださいますようお願いいたします。

以上